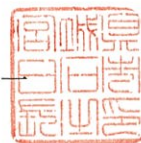


公募型プロポーザルに関する公告

白石市営駐車場管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 4 日

白石市長 山 田 裕



1 業務の名称

白石市営駐車場管理業務

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

この要領は、白石市営駐車場（以下「駐車場」という。）の円滑かつ適正な利用を図るため、駐車場の管理並びに駐車場ゲート等機器の設置及び保守・管理業務を行う事業者を選定することを目的とする。

(2) 業務内容

- ① 駐車場設備機器の設置及び附帯工事に関する業務
- ② トラブル等に関する対応業務
- ③ 駐車場機器の保守・メンテナンス管理に関する業務
- ④ 駐車料金の徴収及び市への報告に関する業務
- ⑤ その他駐車場管理に必要な事項

3 履行期間

契約締結日の翌日～令和13年3月31日まで

4 提案上限額

80,958,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（保守管理（その他）

- ）（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。（本業務にかかる提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、優先交渉権者と決定された際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。※登録までに約2週間程度要。）
- (2) 市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 有料駐車場施設における運営管理業務の実績を有する法人とし、個人の申請はできない。
 - (4) 参加者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体と契約者として契約した実績があること。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 参加表明書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者

6 手続き等

(1) 必要書類の配布

募集要領、参加表明書その他の資料・様式は、白石市建設部都市創造課で受領するか、または市ホームページからダウンロードすること。

(ホームページ（都市創造課）：<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/>)

(2) 必要書類の提出方法等

募集要項を確認すること。

7 問い合わせ先

白石市建設部都市創造課

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電 話：0224-22-1325

F A X：0224-22-1329

Eメールアドレス：toshi@city.shiroishi.miyagi.jp